

潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の 最終報告（概要）、関係者の処分及び再発防止策について

令和7年7月
防 衛 省

○ 趣 旨

潜水艦修理契約に関する不適切な行為について特別防衛監察の最終報告としてとりまとめ、公表するところ、これらの概要を報告するもの。

○ 経 緯

- 令和6年2月 大阪国税局から川崎重工に対し、潜水艦修理契約下での架空取引を指摘
- 4月 川崎重工から防衛装備庁に対し、潜水艦修理契約下での「**架空取引の存在**」や「**潜水艦乗組員へ物品提供等、不適切な行為の疑い**」の一報
じ後、海上幕僚監部の一般事故調査委員会及び防衛装備庁が、事実関係を調査
- 7月** 大臣から、**海上自衛隊潜水艦修理契約（※）に係る隊員と契約相手方との関係及び契約の適正性について、特別防衛監察の実施を指示**。調査を開始
(※) 川崎重工に加え、潜水艦修理契約の相手方である三菱重工、ジャパン・マリンユナイテッド (JMU)も監察の調査対象。
- 8月 防衛関連企業100社に対し、**架空取引を行っていないか等の自社点検を依頼**
- 12月** 判明している事実関係等について**中間報告としてとりまとめ**、関連して実施した上記の自社点検結果とともに公表。また、**水上艦について追加の自主点検を依頼**。

○ 調査手法

- ・ 会社側からの自社点検（令和6年8月・12月）及び制度調査による資料の入手・分析
- ・ 海上自衛隊からの資料の入手・分析
- ・ 隊員及び会社側関係者からの聴き取り調査（延べ1,060名）
- ・ 海上自衛隊一般事故調査委員会及び防衛監察本部によるアンケート調査
- ・ 潜水艦の艦内、陸上倉庫等における物品等確認調査（海上幕僚監部を主体として実施）

○ 監察結果

・海上自衛隊の艦船部隊は、**必要な質・量の工具類、部材等のほか、艦内用備品並びに個人装備等を、正規の調達・補給手続によっては必ずしも適時に取得できない状態に置かれてきた**（潜水艦については、遅くとも約40年前頃から継続。）。

【**艦船修理における海上自衛隊監督官の指示に係る不適切事案**】（自社点検結果報告を踏まえ調査に着手）

・**艦船修理工事の監督官**が、本来「官」で調達すべき物品を各社の工事担当者に提供させ、その対価として、不実の変更工事指示書を発出し、**その一部を履行させない**などにより、**物品相当額が防衛省から各社に支払われるようにしていた等**の状況を確認。

・また、完工日が近く、変更工事の手続が間に合わない等の理由から、監督官が、正規の指示なしに、いわゆる**「ツケ」で工事を実施**させ、他の契約での同様な一部不履行で補填していた事例も確認。

・各社による契約の一部不履行等は不適切ではあるが、特別の経済的利益を得ておらず、現場の監督官の求めに応じて受動的に行われたものと評価。

【**川崎重工が実施する潜水艦修理における架空取引に係る不適切事案**】（中間報告後引き続き調査）

・他社と異なり、工事担当者等と取引先企業との間の架空取引により代替品や裏金を得ており、その一部から、**潜水艦乗組員**が工事担当者等に直接要望する、他社が応じない艦内生活用の備品や個人装備の提供がなされていたことを背景として、一部の者による**私物の要望にまでエスカレート**。

・私物を要望したと認められる隊員十数名を特定。一部は自衛隊員倫理規程違反の可能性。

・供応接待については、費用負担が均等でない会食の例もあったが客観的証拠による特定には至らず。

要望対応の分類	主な事例	K H I の原資	他社の原資
「ツケ」による正当な修理工事（役務）	工期末期の発見工事	一部不履行	一部不履行など
乗員整備のために共用・費消される物品	工具類、塗料、Oリング等	一部不履行	
艦船の業務用の備品等（取付・設置等の作業を含む。）	棚、モニター、ケーブル類等	又は架空取引	
乗員整備のために個人が使用する物品	雨衣、作業着、安全靴等	架空取引	一部不履行など（原則非対応）
艦内生活用の備品等	ポータブル冷蔵庫、炊飯器等		（拒否）
隊員の私的要望品	ゲーム機、キャディバッグ等		

○ 追加の自社点検結果

・中間報告を踏まえ、昨年12月から、JMU、佐世保重工及び函館どつくの水上艦修理について、追加の自社点検を実施し、JMU及び佐世保重工において、前記監察結果のとおり不適切な物品提供を確認。

○ 会社に対する措置

【三菱重工】

・**令和6年12月**、契約の一部不履行等について自己申告を斟酌し、**注意の措置済**。それを受けた再発防止策等の報告があったことから、その着実な実行を要求。

【JMU】

・官の要望に対応するための一部不履行等は信頼性特約に違反するが、本件が海上自衛隊側の問題に端を発するものであり、要望をやめるよう官に求める等していたこと等を斟酌し、**嚴重注意の措置**。

【佐世保重工】

・官の要望に対応するための一部不履行等は信頼性特約に違反するが、本件が海上自衛隊側の問題に端を発するものであり、規模も小さく、自発的に申告してきたこと等を斟酌し、**注意の措置**。

【川崎重工】

・**令和6年12月**、架空取引に係る不真正な原価実績の提出等について自己申告を斟酌し、**嚴重注意の措置済**。新たに官の物品要望とは無関係な不適切行為として、作業現場が実績工数を正確に計上していなかったにもかかわらず、社として、これを真正な実績等と防衛省に対し説明等していたことが判明。過払いの結果を生じさせるものではなかったこと等から、**嚴重注意の措置**。

○ 関係者の処分【考え方】

○不適切な行為のうち、

・**艦の運用上必要な物品・役務の受領**については、遅くとも約40年前から行われており、その間の全ての行為を解明することは極めて困難であることや、慣例的に行われていた側面もあることから、これらを考慮した上で**関係者を処分**（水上艦修理契約については、今後、判明した事実関係に基づき厳正に対処）。

・**私用物品の受領**については、自衛隊員倫理法・倫理規程に則り、今後、**自衛隊員倫理審査会の審議を経て**監察結果により特定された**関係者を処分**。

○海上自衛隊の艦船修理契約における**構造的な問題**であり、調達・補給手続の改善等の努力がなされなかったこと、職務の公正に対する信頼を害する行為があったことなどから、**隊務を監督する海上幕僚長を処分**。4

○ 主な再発防止策

今般の潜水艦修理契約における不適切な行為の根底には、艦船部隊において調達・補給が適時・適切に行われる体制がとられてこなかったことにあることを踏まえ、不適切な行為が再び起こることのないよう、以下の対策をとることとする。

I. 潜水艦に係る備品等、個人装備等の整備・調達の改善

- ・ 調達方法の多様化・柔軟化（**Web調達の対象品目・地域拡大、官公庁用掛売カードの導入等**）
- ・ 隊員二ーズを踏まえ、備品・個人装備等（**雨衣、手袋、防寒衣等**）を充実
- ・ 物品管理の強化（**私物等を含む物品管理要領**の策定、**QRによる物品識別等の管理の効率化**）

II. 全ての艦船部隊及び造修補給部隊等のコンプライアンスの確保・強化

- ・ 艦船乗組員、上級部隊、造修補給所等の隊員に対し、艦船修理契約の内容、適正な補給手続、物品管理に関する**教育の実施**
- ・ 造修補給所における、**監督官の権限や責任に関する教育の実施**
- ・ **艦船修理に関わる全隊員**に対する倫理教育の周知・徹底、教育資料の部隊HPへの掲載

III. 造修補給所監督官が有する機能の分離

- ・ 監督官の「発注者」としての機能と「検収者」としての**機能の分離**（異なる者への割り当て）

IV. 仕様書、価格形成手法及び契約方法の見直し

- ・ 特殊な乗員整備用資材（塗料、油脂類等）の潜水艦修理契約による調達
- ・ 「発見工事」に伴う**変更工事契約の迅速化**
- ・ 通信環境整備やアウトソーシング費用も含め、艦船修理に係る十分かつ**柔軟な予算確保**
- ・ 実態と乖離した「標準工数」に基づく価格算定方式の見直し
- ・ 監督・検査、代金請求時の虚偽説明等を**違約金の対象**に追加（規則改正）